

## 一般社団法人ピー・ピー・アイ・ジャパン（PPI Japan） 会費規程

### 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ピー・ピー・アイ・ジャパン(以下、PPI Japan という)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する必要な事項を定める。

### 第2条（会費の金額）

会費は、PPI Japan の運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。

2. 正会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 正会員(個人)：正会員(個人)の年会費は、3千円とする。

3. 賛助会員および準会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 賛助会員(法人)：賛助会員(企業ならびに団体)の年会費は、一口あたり10万円とする。

(2) 準会員(個人)：準会員(個人)の年会費は、1千円とする。

### 第3条（会費の納入）

入会の申し込みをした主体は、当法人の定款第6条に定める手続きにより代表理事の承認後、本法人の指定する期日以内に入会金と当該年度の会費を納入する。

2. 納入に要する銀行振り込み手数料は、会員または新規入会する主体の負担とする。

3. 会費は、当法人設立初年度を除き、3月に請求する。

4. 会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

### 第4条（本規程の改廃）

本規程の改訂および廃止は、総会において決定する。

2020年 3月26日制定

2020年 5月 9日改定

2021年 3月 24日改定